

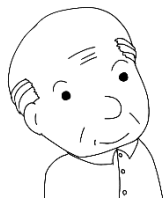
## 自筆証書と遺言書の保管制度

父親(夫)のCさん

相続の際、遺言がないと遺族がもめたり、不動産の相続手続きなどで余計な手間がかかりそうですね。

でも、遺言作成は大変そうなイメージがありますが。

自分で作った遺言書を、法務局で保管してくれるということですか？ そのメリットは何でしょうか。



なににせよ、国が責任をもって保管するならば安心して遺言書を作れそうですね。

そうなるとやはり、遺言書を作っておいたほうが良さそうですね。

相談役のO氏

遺言には主に「自筆証書遺言」「公正証書遺言」があります。

「公正証書遺言」は証人2人以上の立ち合いと公証人の署名押印が必要となり、遺言に記載する財産の価額に応じた手数料がかかります。

「自筆証書遺言」の場合その手続きや費用はかかりませんが、遺言書を自宅で保管することによる紛失や相続人による改ざんなどが問題点として挙げられていました。また、家庭裁判所での遺言書の検認(相続人立ち合いのもとでの遺言書開封)が年々増加傾向にあり、検認の申請から検認の実施まで数か月待たされる問題もありました。

そこで、令和2年7月より法務局における**自筆証書遺言にかかる遺言書の保管制度**が創設されました。

自宅保管ではなく法務局にて原本保管、および画像データによる保管が行われます。こうすることにより、プライバシーを確保しつつ遺言書の紛失、隠匿、もしくは捏造を防ぐことができます。「遺言書の保管の申請」の手数料は一律3,900円です。

遺言書に、たとえば別紙1の不動産として、登記簿謄本等を添付することが可能です。なお、保管を申請した遺言書を後から撤回や変更をすることも可能です。

**自筆証書遺言にかかる遺言書の保管制度のメリット**をまとめると次の通りとなります。

- |                      |
|----------------------|
| ① 法務局保管のため、紛失のリスクがない |
| ② 相続人による改ざんのリスクがない   |
| ③ 保管申請の費用は一律3900円    |
| ④ 保管後の撤回や変更も可能       |
| ⑤ 家庭裁判所での遺言書の検認が不要   |

あらかじめ遺産分割について決めておくことで、相続の際に遺族間での争いを避けやすく、遺言書に記載された財産については死亡後における遺産分割協議を行う手間も省けるため、相続人の方々への負担は少ないと考えられます。

遺言書の保管制度が創設されたことから、今後も遺言書の有用性が高まると考えられます。